

# 事業者排出量削減計画書制度 (第二計画期間)

京都府文化環境部環境・エネルギー局地球温暖化対策課  
京都市環境政策局地球温暖化対策室

# 1 地球温暖化対策条例の概要

平成17年2月16日の京都議定書の発効を受けて、京都府・市内の地球温暖化対策を総合的・体系的にさらに推進していくため、京都府、京都市地球温暖化対策条例を制定

- ・ 温室効果ガス排出量を平成22年度(2010年度)までに平成2年度(1990年度)比で10%削減

条例に規定する温室効果ガスの削減目標の当初の目標年度である平成22年度(2010年度)の到来

条例改正

- 平成22年10月に府条例、市条例を改正
  - ・ 平成23年度(2011年度)以降の**新たな温室効果ガス削減目標**を設定
  - ・ 目標達成のために必要な施策等について規定

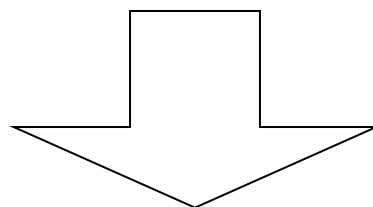
# 温室効果ガスの削減目標

## 【削減目標】

温室効果ガス排出量を平成42年度(2030年度)までに平成2年度(1990年度)比で**40%削減**

## 【目標達成のために】

平成32年度(2020年度)までに**25%削減**



対策を総合的・計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定

## 2 計画書・報告書制度

### 概要

対象：特定事業者（年間エネルギー使用量原油換算1,500kl以上など）  
内容：削減計画書及び報告書の作成・提出、府、市が内容を総合的に評価  
実施時期：平成23年度～（第一計画期間：平成23～25年度、第二計画期間：平成26～28年度）  
報告時期：計画書は9月末（3年に1度）、報告書（前年度実績）は7月末（毎年度）

### 削減計画書関連条文（概要） ※府条例の条文を抜粋しています

（事業者排出量削減計画書の作成等） ※市条例では第27条

第18条 特定事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「事業者排出量削減計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（事業者排出量削減報告書の提出） ※市条例では第30条

第19条 計画書提出事業者は、規則で定めるところにより、事業者排出量削減計画書に基づく措置の実施状況を記載した報告書（以下「事業者排出量削減報告書」という。）を作成し、知事に提出しなければならない。

（事業者排出量削減計画書等の評価） ※市条例では第28条、31条

第19条の2 知事は、第18条第1項若しくは第2項又は第19条の規定により事業者排出量削減計画書又は事業者排出量削減報告書の提出があったときは、その内容について、知事が別に定める基準に基づき評価を行うものとする。

# 特定事業者

## 特定事業者

府、市域内において、下表の要件に該当する「事業者」

※算定は省エネ法に準拠

区分	要件
大規模エネルギー使用事業者	事業活動に伴う電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500kl以上の事業者の方
大規模輸送事業者	トラック 100台以上、 バス 100台以上、 タクシー 150台以上 を保有する輸送事業者の方及び鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者の方
その他の温室効果ガス大規模排出事業者	エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者の方

今回の計画書は平成**25**年度実績により判断します。

3年間の削減計画に関する 事業者排出量削減計画書（計画書）  
計画の実施状況を報告する 事業者排出量削減報告書（報告書）

の提出

# 総合評価の計画期間

## 考え方

重点対策の実施率と排出量の目標削減率の二段階で評価

なお、排出量の削減目標については、2020年度までに1990年度比マイナス25%を達成させるために、あらゆる業種において削減率（前年度比）をマイナス1%とすることが必要として試算。

## 評価時期

○計画に対する評価：3年を計画期間とする削減計画書について評価

○実績に対する評価：計画期間終了後の報告書进行评估

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
第一計画期間 (平成23～25年度)	計画書	報告書	報告書	報告書			
	指導・助言						
第二計画期間 (平成26～28年度)				計画書	報告書	報告書	報告書
				指導・助言			

○基準年度排出量：計画期間の前3年度の平均又は前年度の排出量

○計画期間3年間は、直近の電気排出係数で固定

**(第二計画期間は、平成24年度の電気排出係数で固定(関西電力：0.000514t-CO<sub>2</sub>/kWh等))**

# 総合評価（評価方法）

## 評価の方法及び視点

第一段階「何をする（した）か」と第二段階「どれだけ削減する（した）か」に分けて評価

### 第一段階評価（何をする（した）か）

#### 計画作成に関する評価

【視点】計画作成に当たって必要な検討を行っているか。

#### 重点対策の実施

【視点】排出削減（特に実施すべき「重点対策」として提示するもの）を積極的に実施しているか。

【視点】過去（20～22年度）に設備更新による大幅削減を実現しているか。

実施できていない場合は「D」評価

実施状況が優良（重点対策実施率が100%以上）である場合には、第二段階評価を優遇（目標削減率を3年間の年平均で1%優遇）

### 第二段階評価（どれだけ削減するか）

計画値が、目標削減率（3年間の年平均削減率）を…

超える	S 又は A
超えない	B 又は C

# 総合評価（第一段階評価

～計画作成に関する評価～

## 第一段階：計画作成に関する評価

### 基本的事項に関する評価

① 計画書事項を実施するための**推進体制が整備**されていること

(確認方法)計画書「推進体制」に体制を記載していること

② **エネルギーの使用を種別、排出区分別に把握し管理**していること

(確認方法)計画書内訳書に種別、排出区分別の排出量を記載していること

③ 温室効果ガス排出量の**削減目標の検討・設定**

(確認方法)計画書「目標の根拠」に目標設定の考え方について記載があること

④ **原単位の改善目標の検討・設定**

(確認方法)計画書「原単位の指標及び目標」に目標設定の考え方について記載があること

⑤ **削減対策についての検討**

(確認方法)重点対策リストに掲げる削減対策について実施を検討した結果の記載があること

100% 実施

重点対策の実施へ

100% 未満

評価確定

D



# 総合評価①（重点対策の実施率で評価）

## 重点対策の実施

実施すべき対策について、「必須項目」「選択項目」に分け、実施率を算出する。

### 必須項目の実施数

多くの削減対策の基盤となる対策  
多くの事業者が該当する対策  
実施状況の確認が可能な対策

【例】

- ・ 機器管理台帳の整備
- ・ 管理標準の設定
- ・ ボイラー空気比の適正管理
- ・ 空調フィルターの清掃

など全34項目



### 選択項目の実施数

社会的観点から実施が望ましい対策  
行政の施策への協力・参加  
過去の設備更新

【例】

- ・ グリーン調達
- ・ 京都府又は京都市が行う省エネ運動等への参加
- ・ 環境製品・サービスの実施
- ・ 過去の設備更新の効果が大きい

など全6項目 **+今回追加5項目**

### 必須項目の該当数

**100% 以上**

目標削減率を3年間の年平均で「1%」優遇して評価

確認のため、  
関係資料を  
提出

# 総合評価（重点対策の実施）

## 必須項目

対象設備・施設がある場合、原則、必ず実施すべき対策（1）

対象設備・施設	項目名
年間エネルギー使用量500kl以上の事業所	機器管理台帳の整備 エネルギー使用量の把握
全事業者	管理標準設定
ボイラー	空気比の適正管理 効率管理 圧力・温度の管理
蒸気配管	蒸気配管のバルブ等の保温
熱源設備	空気比の適正管理 効率管理 空調負荷に応じた冷水出口温度管理
食品ショーケース（冷凍冷蔵機能を保有するもの）	ショーケースの適正管理

# 総合評価（重点対策の実施）

## 必須項目

対象設備・施設がある場合、原則、必ず実施すべき対策（2）

対象設備・施設	項目名
空調機	室内温度の適正管理 外気導入量の適正管理 フィルターの清掃 温度検出器の適正管理
クリーンルーム	クリーンルームの適正管理
照明	照明設備の運用管理 蛍光灯の高効率化 水銀灯の高効率化
ポンプ	流量管理の評価
ファン、ブロワ	風量管理の評価
ファン	地下駐車場の換気管理
情報通信機器専用区画	情報通信機器専用区画の適正管理

# 総合評価（重点対策の実施）

## 必須項目

対象設備・施設がある場合、原則、必ず実施すべき対策（3）

対象設備・施設	項目名
給湯設備	給湯設備の適正管理
コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の効率管理
コンプレッサ	コンプレッサの吐出圧の適正化 コンプレッサの吸気温度管理
圧縮空気配管	圧縮空気配管図の整備
自動車	エコドライブの励行 自動車の適正な維持管理 適切な走行ルートを選定 燃料使用量等の把握
鉄道	車両内空調の管理 車両内の照明管理

# 変更点 1

## ～重点対策の選択項目を追加～

### 選択項目

実施を推奨する取組であって、加点評価となる対策

対象設備・施設	項目名
全事業者	グリーン調達の実施
	環境教育・学習の実施（従業者対象を除く）
	京都府又は京都市が行う省エネ運動等への参加
	環境配慮製品の開発・製造
	カーボン・フットプリントの実施
	平成20～22年度の設備導入の実施
	ピークシフト、ピークカット対策の実施
	BEMSやFEMSの導入
	省エネ診断の受診
	搬出入車両のエコカー（EV車やCNGトラック等）導入誘導
事業者全体での環境に配慮した事業活動の実施	

**追加項目**

# 変更点1 ～重点対策の選択項目を追加～

## 第二計画期間で追加される選択項目

項目名	対策実施概要
ピークカット、ピークシフト対策等の実施	エネルギー使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に規定する「電気需用平準化時間帯」におけるピークカット、ピークシフトの対策を行っていること
BEMSやFEMSの導入	一定時間ごとのエネルギー使用量の「見える化」に加え、機器の運転制御を行うことのできるシステムを導入していること
省エネ診断の受診	省エネ診断を受診しており、診断の提案事項に応じた対策を検討していること
搬出入車両のエコカー導入誘導	事業所への搬出入を行う者の貨物自動車エコカーへ更新するよう依頼していること
事業者全体での環境に配慮した事業活動の実施	京都府・京都市域内の事業所に限らず、事業者全体で環境に配慮した事業活動を実施していること

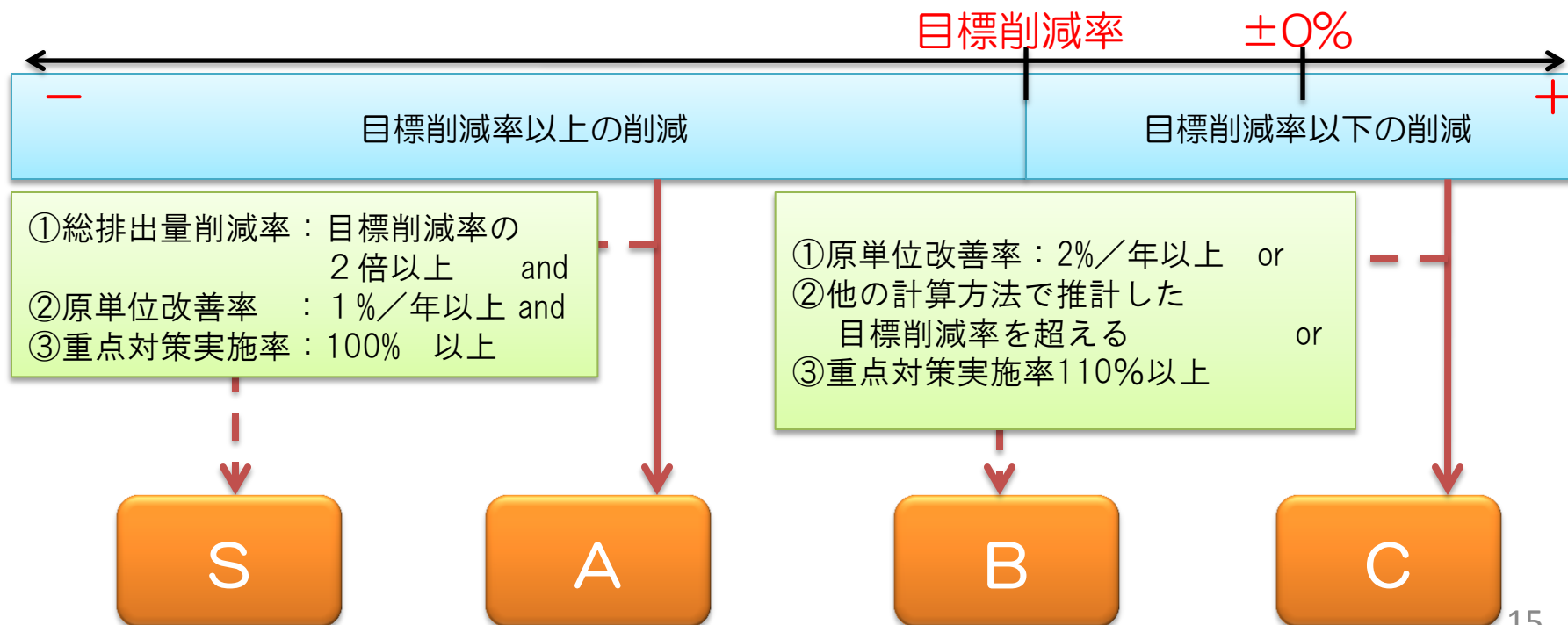
# 総合評価（第二段階評価）

## 第二段階：総量削減率

評価の基準となる「目標削減率」を部門別に設定 ※部門は「事業者」としての産業分類による

業務部門：3年間の年平均▲3%  
産業部門：3年間の年平均▲2%  
運輸部門：3年間の年平均▲1%  
**相当の削減**

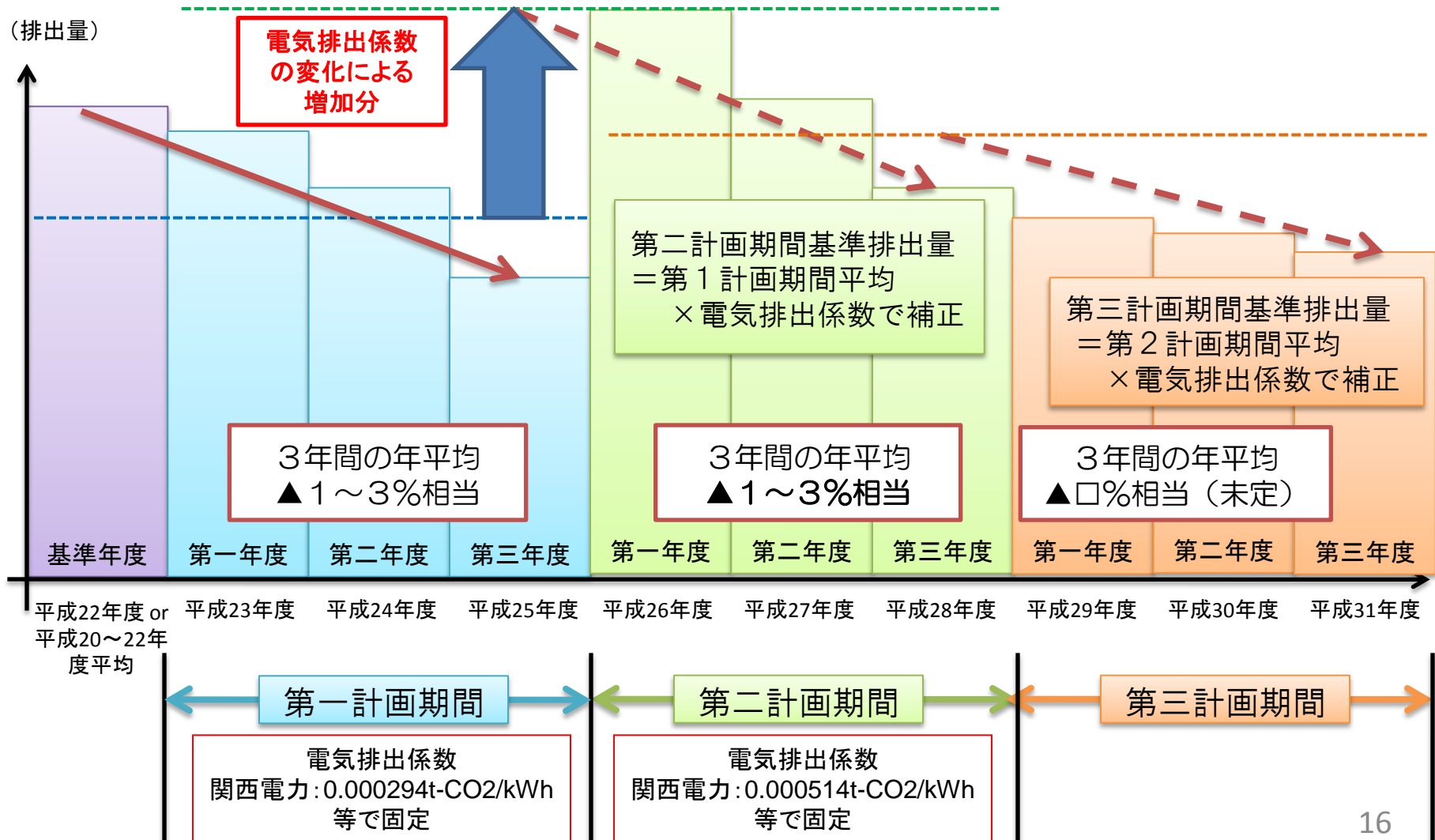
事業者の削減の計画値が、目標削減率を超えるか超えないかにより評価を確定  
(第一段階で優遇評価となった事業者は優遇後の目標削減率を基準に評価)



# 総合評価②（排出量の目標削減率で評価）

## 計画期間と目標削減率

目標削減率は、計画期間ごとに達成状況を踏まえ見直しを行う。



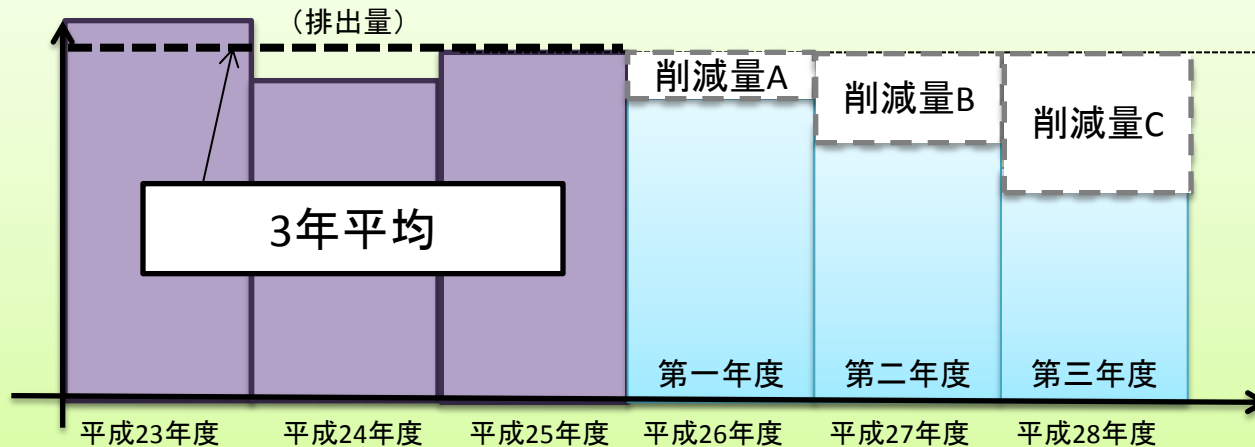


# 基準年度排出量の算定

## 基準年度排出量

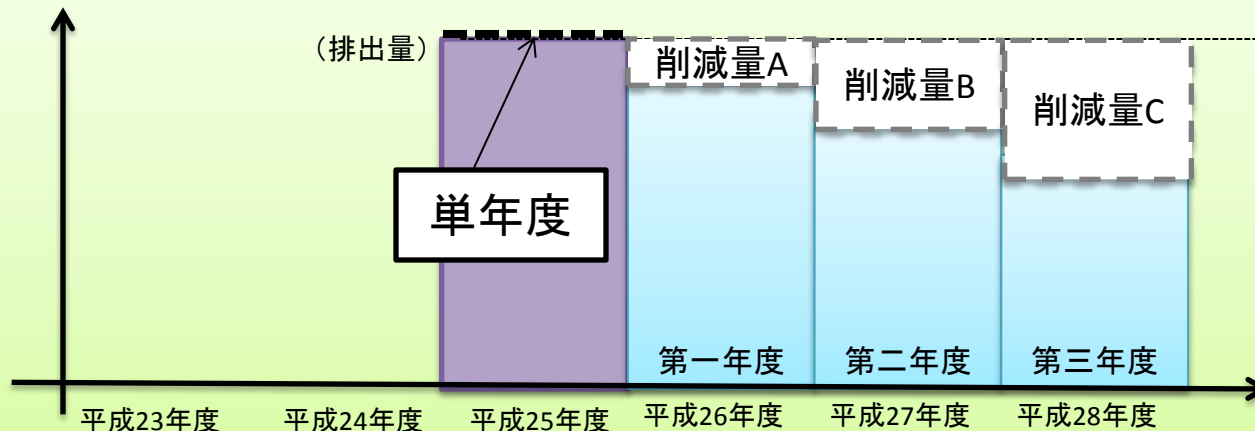
基準年度排出量は、次の2つの方法の選択制とする。（①を原則とする。）

### ①過去3年間（平成23～25年度）の平均（原則）



- ・平成23～25年度の排出実績の平均を基準年度排出量とする。
- ・平成24年度の電気排出係数で算定。

### ②平成25年度の単年度排出量



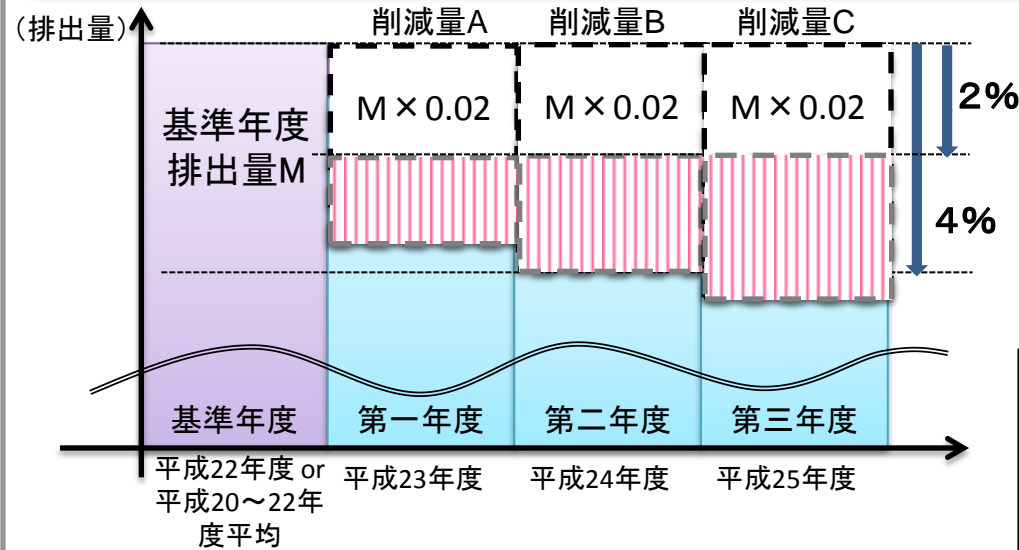
- ・平成25年度の単年度実績を基準年度排出量とする。

# 変更点2 ～超過削減量の繰越（バンキング）～

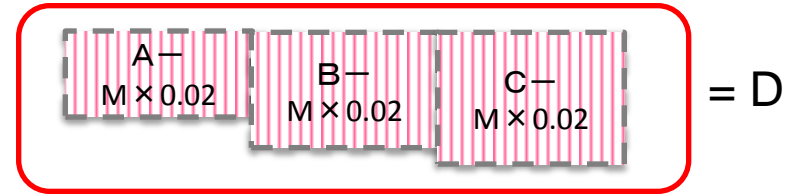
考え方（年平均2%の場合で例示）

第一計画期間（3年間で12%削減、年平均4%の削減を達成）

↓: 3年平均



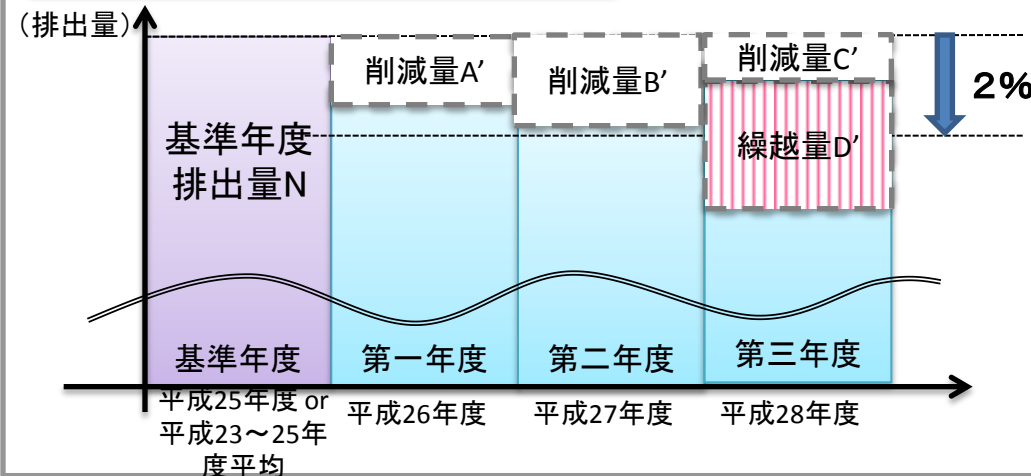
超過削減量は、



超過削減量も含め、排出量を第二計画期間で使用する電気排出係数を用いて補正 (D ⇒ D')

(第二計画期間の3年間の削減量の合計 + 超過削減量)の3年平均が基準年度排出量の2%以上で目標達成

第二計画期間



$$\frac{A' + B' + C' + D'}{3} \geq N \times 0.02$$

で第二計画期間の目標削減率を達成

# 変更点3 ～クレジットや再生可能エネルギーの活用～

## クレジット等の活用

評価の対象は、クレジット等活用後の排出量。  
「実際の排出量」「購入クレジット償却量等」も公表

実際の排出量

クレジット償却量等

評価の対象となる  
排出量

## 活用できるクレジット

J-クレジット等

… 購入し償却したJ-クレジット（今回追加）、国内クレジット等の量

京都独自クレジット

… 購入し償却した京都独自クレジットの量

グリーン電力・熱証書

… 購入した証書を二酸化炭素として換算した量

## 活用できる再生可能エネルギー

再生可能エネルギー  
(余剰、**全量売電**)

↓  
今回追加

…  
・他の者に供給した電力を二酸化炭素として換算した量  
・産業用に供給された蒸気を二酸化炭素として換算した量  
・産業用以外に供給された蒸気、温水、冷水を二酸化炭素として換算した量

ただし、全量売電については基準年度排出量に目標削減率を乗じた量を上限とする。

# 変更点4 ～三ふっ化窒素使用の報告～

## 三ふっ化窒素の追加（平成27年度～）

報告対象となる温室効果ガスに三ふっ化窒素を追加する、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正施行に伴い京都府地球温暖化対策条例及び京都市地球温暖化対策条例施行規則を改正施行（平成27年4月1日）



## 報告義務（平成27年度実績報告～）

排出量の報告に三ふっ化窒素の使用に伴う温室効果ガスの排出量を含める。  
当制度で用いる「温室効果ガス排出量内訳書」に三ふっ化窒素の使用量を記載する。

### 【対象（第二計画期間）】

事業者排出量削減計画書（平成27年度実績報告）等の提出

事業者排出量削減報告書（平成28年度実績報告）等の提出

また、計画書、報告書（平成26年度実績）について、遡って排出量を変更可能とする。

## 自主報告（計画書、平成26年度実績報告）

三ふっ化窒素の使用があり、自主的に使用量を把握している場合、温室効果ガス排出量内訳書“該当する排出源の名称”欄に三ふっ化窒素の使用量を記載する。温室効果ガスの排出量の算定には含めない。

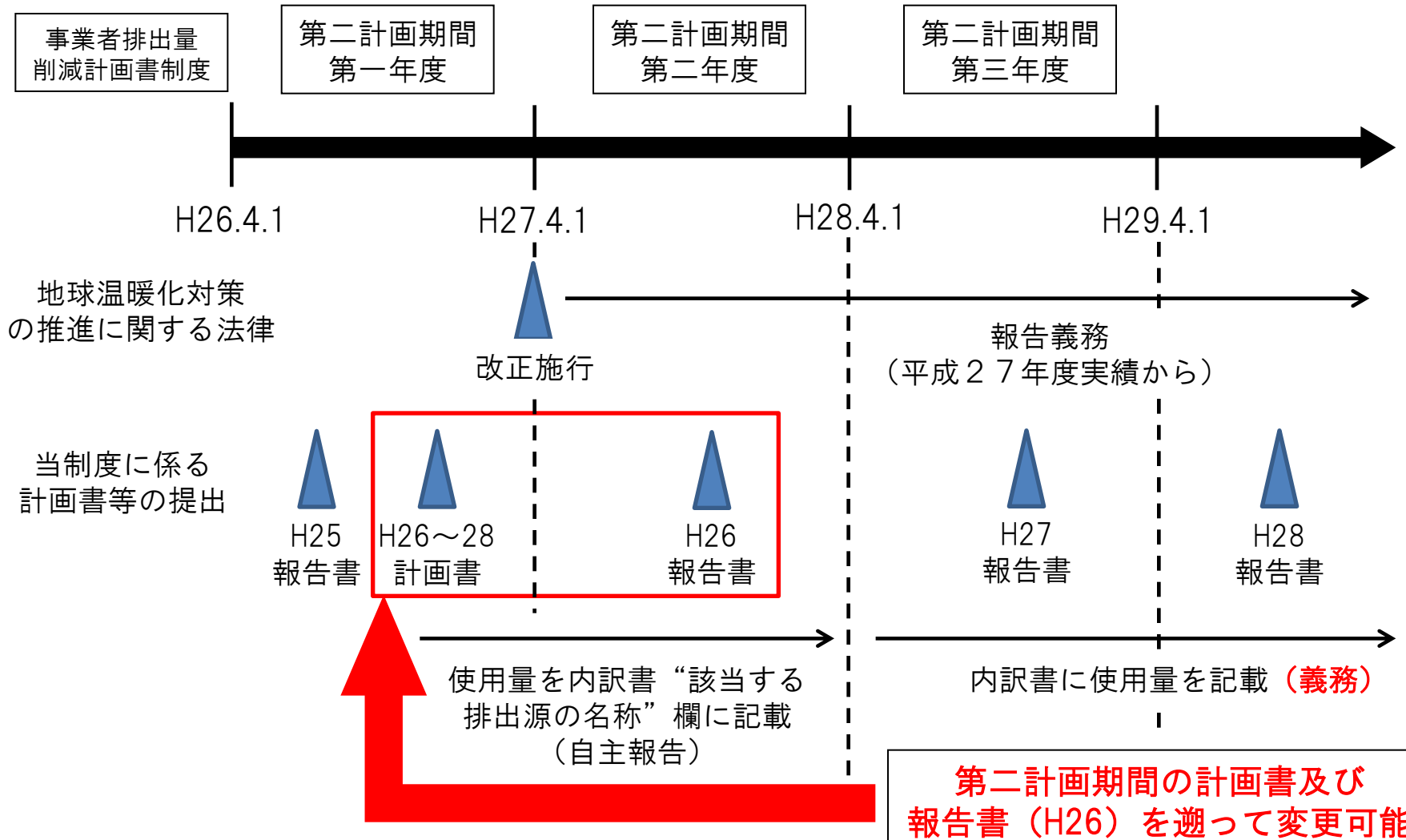
### 【対象（第二計画期間）】

事業者排出量削減計画書（平成26～28年度）、温室効果ガス排出量内訳書等の提出

事業者排出量削減報告書（平成26年度実績報告）、温室効果ガス排出量内訳書等の提出 20

# 変更点4 ~三ふっ化窒素使用の報告~

## 報告に係るスケジュール（第二計画期間）



# 変更点5

# ～公表資料の記載～

## 計画書

### 超過削減量の繰越に

「評価の対象となる排出の量」欄には、  
第一計画期間の超過削減量を差し引いた量を記載することが可能

### 再生可能エネルギー利用設備の導入計画等

「特記事項欄」（記載自由）には、

- ① 太陽光発電等の導入計画や導入実績（発電量等）を記載
- ② 事業者の全国的な取組として、環境に配慮した事業活動に取り組んでいる場合は、その旨を記載することが可能
- ③ 超過削減量を差し引いた旨を記載（超過削減量〇〇t-CO2を差し引いた、等）

第6号様式（第19条関係）

### 事業者排出量削減報告書

( 宛 先 ) 京 都 府 知 事		平成 年 月 日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)					
主たる業種	細分類番号						
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計 画 期 間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針							
計画を推進するの体制							
排出の削減	温室効果ガスの排出の量	基準年度 ( )年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	トン	トン	トン	トン	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	トン	トン	トン	トン	パーセント	
実績に対する自己評価							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 ( )年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
		事業活動に伴う排出の量	( )				パーセント
		事業活動に伴う排出の量	( )				パーセント
実績に対する自己評価							
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 ( )年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備 考	
		パーセント	パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	( 2 3 ) 年 度						
	( 2 4 ) 年 度						
	( 2 5 ) 年 度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施した措置	措 置 の 内 容						
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価						
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備 考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン	トン		
	地産産木材の利用によるもの	トン	トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン	トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
特記事項							

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第33号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「削減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。